

## 藤沢市教育委員会 5 月定例会会議録

日 時 2013 年（平成 25 年）5 月 23 日（木）  
午後 3 時  
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
  - (1) 議案第 2 号 市議会定例会提出議案（平成 25 年度藤沢市一般会計補正予算（第 2 号））に同意することについて
  - (2) 議案第 3 号 平成 26 年度使用藤沢市教科用図書採択方針について
  - (3) 議案第 4 号 藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について
  - (4) 議案第 5 号 平成 26 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）
  - (5) 議案第 6 号 藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について
  - (6) 議案第 7 号 公民館運営審議会委員の委嘱について
- 5 その他
  - (1) 「部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査」の結果について
  - (2) 第一中学校における個人情報の流出について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗  
2 番 赤 見 恵 司  
3 番 阪 井 祐 基 子  
4 番 小 澤 一 成  
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	渡 部 敏 夫	生涯学習部長	永 井 洋 一
教育部長	吉 田 正 彦	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	中 島 徳 幸	教育部参事	杉 山 哲 己
教育部参事	高 石 佳 久 子	教育部参事	神 尾 友 美
学校施設課長	高 橋 幹 弘	生涯学習総務課主幹	斎 藤 隆 久
教育総務課主幹	田 邊 義 博	生涯学習総務課主幹	織 部 朋 子
教育総務課主幹	新 田 昌 幸	教育指導課主幹	小 木 曾 貴 洋
学務保健課主幹	中 村 大	生涯学習総務課課長補佐	中 川 あ を い
教育総務課課長補佐	佐々木 知 枝 子	学務保健課課長補佐	木 村 雅 代
学校施設課課長補佐	山 口 秀 俊	教育指導課指導主事	松 原 保
書 記	西 山 勝 弘		

午後3時00分 開会

阪井委員長

ただいまから藤沢市教育委員会5月定例会を開会いたします。

この5月から赤見委員長の後任として、委員長に任命されました阪井でございます。教育委員会委員に仰せつかって1年半と経験も非常に短いですが、今回、この役職をいただくことに重責を感じております。赤見委員長はクールに物事を判断し、リーダーシップを発揮しておられましたが、そのことに関しましては、多大な感謝をいたしております。

教育委員会にはまだまだ多くの課題や困難な事項が山積している中で、赤見委員長の後任といたしまして、重要な役目を仰せつかりましたことを重く受けとめ、引き続き身の引き締まる思いで務めていきたいと考えております。何分、不慣れではございますが、委員長として議事進行を速やかに進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力、よろしくお願ひいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、5番・井上委員にお願いしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、5番・井上委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりの承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長

それでは、このとおりの承することといたします。

議事に入ります前に、議案第2号市議会定例会提出議案(平成25年度藤沢市一般会計補正予算(第2号))に同意することについては、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書の規定により、非公開での審議といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長

ご異議がないようですので、議案第2号は、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長

これより議事に入ります。

議案第3号平成26年度使用藤沢市教科用図書の採択方針についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

高石教育部参事

議案第3号平成26年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について説明いたします。

提案理由、この議案を提出したのは、平成26年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要による。

採択方針の前文は、文部科学省通知及び神奈川県教育委員会通知を踏まえて採択方針を定める旨を述べています。

### 1 基本的な考え方

(1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。今年度は、文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「平成26年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及び「藤沢市教科用図書採択審議委員会（以下「審議委員会」という。）の「答申」等を踏まえて、特別支援教育関係教科用図書の採択替えを行います。なお、小学校用教科用図書については、平成22年度採択と同じものを、中学校用教科用図書については、平成23年度採択と同じものを採択する。

(2) 公正かつ適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

(3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

### 2 採択する教科用図書

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条に基づき次のようにいたします。

(1) 小学校用教科用図書は、平成22年度採択と同一のものを採択する。

(2) 中学校用教科用図書は、平成23年度採択と同一のものを採択する。

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書については、「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択する。学校教育法附則第9条には、特別支援学校や特別支援学級では、教科用図書以外の図書を使用することができる旨の規定があり、一般の図書を教科用図書として使用することができるとなっています。

### 3 採択の日程



特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長        それでは、議案第4号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命については、原案のとおり決定いたします。

×××

阪井委員長        次に、議案第5号平成26年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

高石教育部参事    議案第5号平成26年度使用藤沢市教科用図書に関する審議(諮問)についてご説明いたします。

この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第5条の規定に基づき、諮問する必要によるものです。

諮問文を読み、説明にかえさせていただきます。

藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長 様

藤沢市教育委員会

委員長 阪井 祐基子

平成26年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)

藤沢市教育委員会は2013年(平成25年)5月23日の教育委員会会議において、「平成26年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」を定めました。

教科用図書の採択にあたっては、国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められています。

そこで、貴審議委員会においては、「平成26年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「平成26年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行い、その内容を答申してくださるよう、ここに諮問します。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長        事務局の説明が終わりました。議案第5号につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長        それでは、議案第5号平成26年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)は、原案のとおり決定いたします。

×××

阪井委員長        次に、議案第6号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

中村学務保健課主幹 議案第6号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

藤沢市学校事故措置委員会については、児童生徒の安全についての施策を推進するとともに、学校管理下の事故により、災害を受けた場合に見舞金等を支給することなどを審議することを目的として設置されております。

藤沢市学校事故措置条例第5条第2項に基づき、藤沢市学校事故措置委員会規則が規定されており、その第4条第2項により補欠の委員を委嘱する必要があります。現在委嘱している学校事故措置委員会委員のうち1名が本年4月30日をもって退任したことに伴い、関係団体へ委員の推薦を依頼しておりました。その結果、委員の選出及び推薦をいただきましたので、2013年6月1日から2014年12月31日までを期間として、新たな委員の委嘱について提案するものです。

参考として、藤沢市学校事故措置委員会規則第3条による委員会の委員の選出区分は、(1)市民2人、(2)学識経験者3人、(3)保護者5人、(4)市立学校教職員4人となっております。今回はこのうち(2)の学識経験者のうちお一人の退任でした。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。議案第6号につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 学校事故措置委員会の議論する内容と第3条の(2)の学識経験者3人の職務と今回の委員の職種を教えてください。

木村学務保健課課長補佐 学校事故措置委員会の審議する内容は、藤沢市学校事故措置条例に基づき学校管理下における事故により、児童又は生徒が災害を受けた場合、見舞金を支給することについて必要な措置について議論する委員会であります。

学識経験者の職務につきましては、学校事故措置委員会の審議事項について専門的に調査研究する。学校事故措置委員会で審議する内容について事前に調査する。医師、歯科医師の立場からけがや病気に対する助言をもらう。弁護士としての立場から学校の責任の有無や法律に関して助言をもらう等になっております。

また、今回の学識経験者の退任された方の職種は医師でしたので、推薦母体の藤沢市医師会に医師の補充をお願いいたしました。

阪井委員長 その他ありませんか。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長        それでは、議案第 6 号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

×××

阪井委員長        次に、議案第 7 号公民館運営審議会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

永井生涯学習部長    議案第 7 号公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

この議案は、現在、委嘱しております公民館運営審議会委員のうち学校教育関係者の 1 名について、2013 年 3 月 31 日をもって退職したことにより欠員が生じたため、藤沢市公民館条例第 4 条第 6 項の規定に基づき、補欠委員の残任期間に係る委嘱についてお願いをするものです。

公民館運営審議会は、社会教育法の規定に基づき設置しているもので、公民館長の諮問に応じ公民館における各種事業の企画、実施等について調査、審議する機関となっております。委員は、藤沢市公民館条例第 4 条により学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者の中から委嘱をしまして、委員の定数は 20 人以内と定められております。

今回、ご提案申し上げた委員候補者については、藤沢市立中学校長会から推薦された委員となりまして、残任期間の任期は 2013 年 5 月 24 日から同年 6 月 30 日までとなるものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長        事務局の説明が終わりました。議案第 7 号につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長        それでは、議案第 7 号公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

÷÷

阪井委員長        その他に入ります。

(1)「部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査」の結果について、事務局の説明を求めます。

高石教育部参事    平成 25 年 2 月に実施いたしました「部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査」の結果について、報告いたします。

この調査は、大阪桜宮高校バスケットボール部員が顧問教師から受けた体罰が原因で自殺したことから、文部科学省が体罰禁止及び体罰の実態を把握し、神奈川県教育委員会を通して報告を行うように求めたことを受け、



藤沢市教育委員会が行ったものです。

1 調査の概要について、調査目的、調査主体、実施主体は記載のとおりです。

調査内容は、平成 24 年度の部活動及び学校生活全般における教員等による体罰の状況です。調査は、アの教職員向け調査とイの児童生徒及び保護者向けアンケート調査の 2 種類です。教職員向け調査については、約 1,800 人が対象でした。児童生徒及び保護者向けアンケート調査の調査期間は、平成 25 年 2 月 22 日から 3 月 28 日。調査対象は全市立小・中・特別支援学校全児童生徒及び保護者で、3 万 3,456 人が対象でございます。

調査方法は、学校を通して全児童生徒に質問用紙、回答用紙、保護者向け説明資料を配付し、回答用紙を直接教育指導課に郵送又は各学校で教頭に手渡しし、教頭は開封せずに教育指導課に送付することとしました。

教育委員会に寄せられた回答数ですが、教職員向け調査については、小学校 4 件、中学校 2 件、特別支援学校 0 件の合計 6 件でした。児童生徒及び保護者向けアンケート調査については、小学校は 2,428 通の回答のうち体罰についての記載があったものは 704 通でした。中学校で 641 通の回答のうち体罰についての記載があったものは 236 通、特別支援学校では 11 通の回答のうち体罰についての記載があったものは 4 通でした。全体では回答数 3,080 通、回収率は 9.2%、体罰についての記載があったものは 944 通、記載がなかったものは 2,136 通でした。

回答の内容ですが、小学校では体罰を「受けた」「見た」と回答した 91 通のうち 76 件について、調査した教職員は 53 名でした。中学校では体罰を「受けた」「見た」と回答した 67 通のうち、複数の事案について記載があったため、68 件について調査を依頼し、調査した教職員は 30 人でした。特別支援学校では調査対象の事案はありませんでした。

調査の依頼から除外したものについては、記載の 4 点に当たる事案です。

2 調査結果については、(1) 神奈川県教育委員会に報告するものについては、アの体罰と認められる行為を継続的に行っていたものと、イの行為の程度が甚だしく、児童生徒への影響が大きいものという神奈川県教育委員会への報告基準に従って、小学校 3 件、中学校 3 件の合計 6 件でした。(2) その他は、県教育委員会に報告したもの以外で、本市教育委員会として重要な事案としてとらえ指導する必要があるもので、市教育委員会が独自に指導するものとしては小学校 2 件、中学校 5 件の計 7 件、校長による継続的な指導を行う必要があるものとしては、小学校 2 件、中学校 8 件の計 10 件です。

3 調査から見えてきたことは、(1) 小学校では主なものとしては記

載の 5 点です。特徴としては、授業中にベテランの教員がスキンシップのつもりで軽くたたく等の行為や、経験の浅い若い教員が、注意を聞けない児童に対してつかんで座らせる、強く引っ張る等の行為が見られたことです。(2) 中学校では主なものとしては記載の 3 点です。特徴としては、運動部活動において「気合を入れる」ためにボールをぶつける、強い言葉で叱る等が見られたことです。さらに小学校、中学校に共通して、児童生徒への言葉の暴力についての回答がありました。

3 体罰の根絶に向けての市教育委員会としての方針は、(1) 市教育委員会と学校との連携を密にし、子どもたち一人ひとりを大切にする教育を進め、体罰の未然防止の取り組みを図るために、校内研究等を通してお互いの指導方法を学ぶ研究の場をつくるよう指導すること。体罰によらない指導方法や、対応の難しい児童生徒への指導について、外部講師等を招いて研修会の実施、体罰及び言葉の暴力根絶に向けた啓発リーフレットを作成・配布し、研修の場で活用するよう指導する。

(2) 中学校運動部活動における指導を見直し、生徒が主体的に取り組む部活動の推進を図るために、中学校体育連盟と連携して、運動部活動における指導のあり方について話し合いの場を設け、指導法について改善を図る。専門部会に指導主事が参加し、体罰禁止の徹底と力によらない指導のあり方について、教員の啓発意識を図るということです。

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

小澤委員 2の調査結果についての(2)その他で、アの市教育委員会が独自に指導する、イの校長による継続的な指導で、指導されてどのような結果があるのか。また、どのように指導されているのか。教えていただきたいと思えます。

高石教育部参事 市教育委員会の独自の指導については、教育委員会に校長及び教員を呼び直接指導するものです。ただいまのところ、指導を行っている最中ですので、まだ、結果としてということはありません。それから校長先生には1回の指導ではなく、継続して指導していただくということです。若い教員が多いものですから、力による指導ということではなく、指導方法に課題があるととらえておりますので、普段の授業を見ていただいて、アドバイスをするとか、必要があれば指導主事が訪問をして直接指導するというようなことを行ってまいります。

小澤委員 「体罰の根絶に向けての市教育委員会としての方針」とありますが、具体的にいつごろから始める予定でしょうか。

高石教育部参事 研修については、特に夏休みは経験者研修が多いものですから、そう

いったところに行って資料を配って話をする。あるいは校内研修については、学校長に校長会で話をし、すぐにでも取り組める内容です。それから中学校体育連盟については、夏の大会がありますので、その前に中学校体育連盟の専門部会に指導主事が行って、直接話をする。中学校体育連盟等の話し合いの場というところになると、大会が終わった後の夏休み中ぐらいを考えております。その他、外部講師を呼ぶ等については、各学校の事情もありますので、学校が落ち着いて研究に取り組めるのは10月とか11月ごろですけれども、その前でも要請があれば、指導主事が講師として出かけていくということは、すぐにでも取り組んでもらうことをございます。

吉田教育部長

補足ですが、体罰については、昨年度は第一中学校、藤ヶ岡中学校の体罰事案がありました。体罰の防止につきましては、昨年来、学校長を通して指導し続けている最中です。しかしながら、こういったアンケート調査で平成24年度中にこういうことがあったということは、各学校で行っております事故防止会議できちんとした報告をさせる。その上で研修という形になると思いますから、まず事実を確認させ、そして市内でこういうことが起きているということを全教職員に話をする。その上で意識の向上、指導技術の向上といった検討を続けてまいることで、子どもたちの安全安心ということを守っていくように努めてまいりたいと思っております。

小澤委員

体罰の根絶に向けて徹底した指導を行っていただきたいと思っております。

赤見委員

(5)の回答数について、教職員向けの調査ですと、自己申告にしる、他の人からの告発にしる、1,800名の教職員中、体罰であるという認識で申し出たのが6名ということは0.3%。一方、児童生徒のアンケートで体罰について記載があったものが3万3,000名の中の944名ということは、2.8%で、かなり回答率に差がある感じがします。その辺の違いの分析結果、その後の対策というか、教職員向けにその辺の啓発はどのようにされているのか。それから児童生徒の体罰について記載があったものについては、23ページの参考資料の体罰についての基準をもとにして、事務局でこれは体罰である、これは体罰ではないというような振り分けをしたのかどうか、お聞かせください。

高石教育部参事

教員の意識と子どもたちの意識の乖離は非常に大きな問題だと考えております。実際に6人から申し出がりましたが、これは体罰あるいはもともとは児童生徒から体罰と取られかねないような行為をしたというような表現でした。それでも6件ということで、体罰に対する意識が高くないというご指摘はそのとおりと心得ております。今後、この数字を示してどうしていきたいか考えていきたいと思っております。

それから小学校では体罰についての記載があった704件のうち、実際に

「体罰を受けた」、「見た」と回答したものが 91 件ございました。それ以外は保護者の体罰に関するご意見では「体罰は子どもの心を傷つける」というのが多くありました。「多少、たたくのはしょうがないのではないか」というようなご意見もありましたけれども、それは一般的な考え方であって、自分のお子さんのことになれば、そうはおっしゃらないと思いますので、そういった保護者の意見のみというのは、受けた、見たというところから各学校に調査をしております。そのうち、文部科学省の体罰についての基準に照らして体罰とは判断されないもの、あるいは書いてあるけれども、事実が特定できない、ある学校の生徒か保護者かもわからないけれども、体罰を見た、受けたという丸だけしかつけていないと、事実が特定できない。そういったものも外しました。それから危険を回避するための力の行使であると判断するというのは、体罰についての資料の中にも書いてありますけれども、こういったことは有形の力を使っても体罰ではありませんと書かれていますので、教員自身が身を守るために押えろとか、そういったことは外しました。それから既に神奈川県教育委員会が処分している案件ということで、第一中学校と藤ヶ岡中学校の案件については、この調査の数には含めないということで扱っております。

吉田教育部長

補足ですが、教員の意識については 6 件と、子どもたちの申し出た件数の違いということは確かにあると思います。自分が行ったという申し出がほとんどで、見たということもあつたはずですが、それについての記載がないので、体罰等の防止、またそういったことの申し出についても、学校中で指導してまいりたい問題と考えております。それを踏まえて体罰の問題については、この調査の性質上、「見た」というのは、小学校の調査から見えてきたことのアの体罰を受けたという申し出よりも、見たというのが圧倒的に多い状況があります。低学年の場合ですが、先生が引っ張っていたとか、立たせているということも含めて体罰ではないかというふうに受けとめられた回答数が多かったという部分もあつて、どんな状況だとか、よく把握できないまま、そういうのを見ましたということをお教えくれたということがあつたと思っております。

赤見委員

体罰と指導の区別は難しい面があると思いますが、その辺の定義の徹底や教職員等の指導も含めてよろしく願いいたします。

それから児童生徒のアンケート調査の体罰について記載があつたものということの中で、実際に見た、されたというのは小学校では 91 件ということですが、あとは親御さんの感想というふうに理解してよろしいんですか。

高石教育部参事

ほぼそうですが、保護者の意見の中にも、これは体罰ではないかとい

う事実があった場合には調査の中に含めていまして、単純に引き算でいかないところがあります。また、小学校で 91 件あったうち 15 件を除外して 76 件になったのではなく、同じことについて複数のお子さんが書いているという事案もありました。ですから、引いた数というのは小学校でも 5～6 件で、重なりがあって記述されていたものも含めて 91 件が、調査では 76 件になったということです。

赤見委員 分析するのも重複などがあり難しいところもありますが、今後も継続して検討していただければと思います。

吉田委員 今回の調査は無記名で、しかも学校を直接通さずに教育委員会の方に届けるという状況で、生の声としてのデータに近いのではないかと考えています。いただいたデータを精査して、きょうの数字になりましたけれども、その中で顕著なものについてさらに十分精査をして、事務局とともに今後、学校に向けどんな発信をしていくのが一番いいのか、先生方については指導技術の方も課題があるようですので、十分に周知をする、情報提供をする中で啓発活動をしていきたいと思っています。子どもたちにとって安心して通える学校づくりをしていくことができればいいと思っていますので、つけ加えさせていただきます。

阪井委員長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

(2) 第一中学校における個人情報の流出について、事務局の説明を求めます。

高石教育部参事 第一中学校における個人情報の流出についてご説明いたします。(議案書参照)

該当学年は 3 年生、当該教諭は 28 歳の女性教諭です。2013 年 5 月 14 日(火)、3 年担任が 2 校時の授業に行った際、教卓脇の補助机の中からクラス分けに使った生徒一覧表と他の資料の入ったクリアファイルを発見し、当該クラスの担任教諭に手渡しました。当該教諭はすぐに校長に報告し、校長は個人情報の流出事故として教育委員会に報告しました。クリアファイルは、当該教諭が授業の用具を入れて持ち歩いているかごの中に入れていたもので、クリアファイルを置き忘れた日時や場所については、現在わかっておりません。

流出した情報は、3 年生クラス替え資料 1 クラス 37 名分です。資料の記載内容は、氏名、性別、出身小学校、2 年学年末試験 9 教科の合計点、問題行動、家庭環境等です。

これまでの学校の対応は、5 月 14 日(火)に、校長が当該教諭に紛失

経過の聞き取りを行いました。翌 15 日（水）に 3 年生全員とファイルが発見された教室を使用していた吹奏楽部員に無記名アンケートを実施いたしました。その結果、資料の内容が生徒の間で流出していることがわかりました。その後、3 年学年集会を開き、生徒に対し経過の説明と学校からの謝罪を行いました。保護者に対しては、5 月 16 日（木）午後 7 時 30 分から臨時学年保護者会を開催し、経過の説明と謝罪を行いました。その後、当該クラスの保護者会を開催し、一覧表に記載されていた内容について説明しました。欠席した保護者に対しては 17 日、18 日に電話連絡を行い、希望があった家庭については家庭訪問、又は学校に来ていただき説明と謝罪を行っているところでございます。また、生徒の心のケアにつきましては、スクールカウンセラーを派遣するなどして対応しております。

教育委員会といたしましては、5 月 17 日（金）に藤沢市立小・中・特別支援学校臨時校長会を開催し、教育長から訓示を行いました。次に、教育部長より事故再発防止に向けた今後の対応についてと、全教職員に対して個人情報の管理意識の徹底を図るよう指導いたしました。具体的には校内に個人情報の管理担当者を設置し、組織的な対応を図ること、廃棄文書に係る作業手順を明確にし、情報の管理の徹底を図ることとでございます。なお、第一中学校に対しては事故原因について調査し、事故防止を徹底するよう指導しているところでございます。

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

小澤委員 事故の概要と対応について報告がありましたが、これは教職員の意識の低さから事故が起きたのではないかと思います。二度と、こういう事故が起こらないように徹底的な指導をしていただきたいと思います。

赤見委員 具体的にはどういう経緯でこういうことが起きたのかということは調査されると思いますが、それを初任研修とかいろいろな場面で新しい先生にはこんなことまで言う必要があるのかなということも具体例を踏まえて指導していかないと、また、同じようなことが繰り返されるのではないという感じがしますので、もちろんやった方が特定できないような形で事細かく指導していただければと思います。

阪井委員長 今回のことは、昨年、同じような事案が再発したような出来事でした。実際に管理の徹底を一方的に指示するだけではなく、指示された内容が各学校において取り組みのシステムとしてどのように生かされているのかということ、教育委員会にフィードバックしていただいて、二度と同じような事故がないような啓発を引き続きしていただきたいと思います。

他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。

阪井委員長 それでは私から。新しい年度がスタートし、新しく校長先生、教頭先生が着任された学校につきましては、教育長、教育次長、教育部長、教育指導課の皆様と一緒に学校訪問をさせていただいております。現場で先生たちがどのような仕事をされているのか、実際の姿を見せたいと思います。現在のところで 18 校回らせていただきました。これからも引き続き回っていきたいと思いますので、何かありましたらご報告させていただきたいと思います。

阪井委員長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。6月19日（水）午後7時30分から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階第1会議室において開催ということでいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

阪井委員長 それでは、次回の定例会は6月19日（水）午後7時30分から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後3時57分 休憩